

改正石綿障害予防規則に係る自主点検表

労働基準監督署へは別紙の「回答票」のみを返送してください。

店社（建設工事に係る請負契約を締結している本社、支店等の組織をいいます。）単位でお答えください。

Q1：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を請け負うことはありますか。（１）～（３）をそれぞれ回答ください。（建築物のリフォーム、船や各種設備の定期修理を含みます。また、今後請け負う予定がある場合も含みます）

（１）建築物 有・無

（２）工作物 有・無

工作物とは、土地や建物に設置するもの（されていたもの）であり、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、ボイラー、非常用発電設備、反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等があります。

（３）鋼製の船舶 有・無

（１）～（３）に「有」が１つでもついた場合にはQ2以下も回答ください。

（全て「無」の場合は、Q2以下は回答不要です）

Q2：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を行う前に、当該建築物・工作物・鋼製の船舶に対して、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行っていますか。（複数回答可）

（石綿障害予防規則第3条により、施工業者には石綿の事前調査の義務があります）

（１）自社で調査を行っている	
（２）外注により調査を行っている	
（３）発注者や所有者に石綿の有無を確認している	
（４）石綿の事前調査は行っていない	

（上記（１）～（３）に１つでも がついた場合）

調査結果を3年以上保存していますか（保存する予定ですか）

している ・ していない

Q3:令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事については、石綿の事前調査は一定の資格(建築物石綿含有建材調査者など)を持った人が行う必要があります。

Q3-1:建築物の石綿の事前調査を行う方に資格要件が必要となることについて知っていましたか。

(1) 知っている	
(2) 知らなかった	
(3) 建築物の解体・改修(リフォームを含む)を行う予定はない	

→ (上記で(1)又は(2)を回答した場合)

Q3-2:建築物石綿含有建材調査者の資格を労働者に取得させる(又は事業者自ら取得する)予定はありますか

(1) 既に資格を取得している	
(2) 今後取得する予定(概ね令和4年10月までに)	
(3) 今後取得する予定(令和5年10月1日までに)	
(4) 外注により対応するため取得を予定していない	
(5) ((4)以外の理由により)取得を予定していない	

→ (上記で(1)~(3)を回答した場合)

Q3-3:取得済 又は 取得を予定する資格は何ですか。(複数回答可)

特定調査者・一般調査者・一戸建て調査者・アスベスト調査診断協会への登録・その他()

Q4:石綿の事前調査結果について、現場への備え付けや掲示を行っていますか。(複数回答可)
(石綿障害予防規則第3条等により、施工業者は(1)から(3)の掲示や備え付けを行う必要があります)

(1) 作業者が見やすい箇所に事前調査結果の概要を掲示している	
(2) 事前調査結果の記録の写しを現場に備え付けている	
(3) 周辺住民への事前調査結果の周知のための掲示を行っている	
(4) 事前調査結果の掲示や現場の備え付けは行っていない	

